

# 屋内施設における小型無人航空機（航空ドローン）使用 に関するガイドライン

令和 6年 3月

宮若市教育委員会

## 1. 主旨

小型無人航空機（以下「航空ドローン」という。）については、昨今の技術発達により従来の個人の趣味の範囲のみならず、農林水産業や施設管理等のサービス業などの各種産業へと利活用の場が広がっている社会情勢があります。

しかし、航空ドローンについては操作の誤りなどにより機器が墜落すると、人や動物の死傷や財産の毀損を招く危険性がある事から操作の習熟や資格の取得を求められていますが、急速な技術発達に対して社会インフラの対応が間に合っておらず、練習場や資格試験会場などの施設整備が十分に整っておりません。

このため、本来はスポーツによる利用を目的として整備されている市有の屋内施設などを、当分の間、航空ドローンの練習場や資格試験会場として利用することを認め、またその利用のための基準・規則を定めるガイドラインを制定いたします。

利用者及び利用団体は、当ガイドラインの内容を十分に理解して遵守することを誓約する旨の署名または押印を行った上で、施設を利用してください。

万が一、ガイドラインの規定事項や施設管理者の指示等に従わない場合は、施設利用を中断し退出させる場合がありますので、ご注意ください。

## 2. 対象施設

当ガイドラインの対象となる施設は、以下の市有の施設のみです。それ以外の施設は航空ドローンを使用できませんので、ご注意ください。

- |                 |       |             |
|-----------------|-------|-------------|
| (1) マリーホール宮田    | ホール内  | 宮若市宮田72-1   |
| (2) 宮若市市民体育館    | 体育館内  | 宮若市高野577-1  |
| (3) 宮田B&G海洋センター | 体育館内  | 宮若市宮田251-4  |
| (4) 光陵グリーンパーク   | アリーナ内 | 宮若市磯光1668-2 |
| (5) 宮若市市民球技場    |       | 宮若市本城1593-1 |

※ ただし（5）の屋外施設は別図で示す範囲のみ

## 3. 使用機器の条件

(1) 屋内施設で使用できる航空ドローンは、以下の条件すべてを満たす機器だけとします。

- ① 国土交通省への無人航空機の機体登録がされていること。また、機体にその登録記号が記載されていること。
- ② 航空ドローン本体や送信機が「技術基準適合証明マーク」が記載された機器であること。
- ③ 本体、バッテリー、搭載カメラを含め、航空ドローン1機あたりの総重量が4kg以下

であること。

- ④ 鋭利な突起のない構造であること。(構造上必要なものは除く)
- ⑤ 原則として、機体にはプロペラガードを装着すること。
- ⑥ 衝突回避のためのセンサー機能を有している機体であること。
- ⑦ 故障や破損等がなく正常に機能する機体であること。

(2) 特別な事情があり、条件すべてを満たさない機器を利用する場合は、あらかじめ宮若市教育委員会に申し出て許可を受けた上で使用してください。

#### 4. 申請者及び利用者の条件

(1) 施設の利用申請を行う者(以下「申請者」という。)については、以下の条件すべてを満たすこととします。

- ① 申請者は、国土交通省航空局が定める「無人飛行機の講習団体及び管理団体一覧」に記載されている講習団体等から技能証明を受けた者(以下「有資格者」という。)であること。

(※ 資格証の写しは、申出書に添付して提出)

- ② 航空ドローンの衝突・落下等による事故に対応するため、人・施設・その他に対する賠償責任保険に必ず加入すること。

(※ 保険証書等の写しは、利用日の3日前までに提出)

(2) 申請者以外の利用者は、以下の条件を厳守することとします。

- ① 申請者など有資格者の指示に従うこと。
- ② 危険な操作を行わないこと。
- ③ 飛行中の航空ドローンの下など、禁止された場所に立ち入らないこと。
- ④ 申請者が加入している賠償責任保険が適用されること。

#### 5. 安全対策について

(1) 利用申請者については、その責任において下記の安全対策を行うものとします。

- ① 航空ドローンの飛行前に、本体および送信機の各種点検や動作確認を行うこと。
- ② 有資格者以外の者が資格取得を目的とした操作習熟のために航空ドローン进行操作する場合は、必ず有資格者が立ち合って監視・助言等を行い、適切に操作方法を指導すること。
- ③ 施設利用は必ず専用使用(貸切状態)で利用し、操作練習や試験等に直接関係のない者(乳幼児等を含む)を立ち入らせないこと。
- ④ 事故等による負傷にそなえて、救急箱などを持参すること。
- ⑤ 窓やドアの解放部にネットを設置するなど、操作を誤って航空ドローンが施設外に出ない

いように対策を講じること。

- ⑥ 墜落や衝突等の事故がないように、航空ドローンとその周辺を目視で常時監視すること。  
また、必要に応じて、操作者以外の監視者を置くこと。
- ⑦ 飛行範囲を明確に認識できるように、パイロン等の目標物を設置すること。
- ⑧ 航空ドローンは、天井や壁面、その他構造物から3メートル以上離れた空間を飛行させること。また、ステージや2階席のような狭い場所は飛行させないこと。
- ⑨ 必要に応じて施設の床面や壁面に、墜落や衝突等による損傷防止のための保護用シート等を設置すること。
- ⑩ 写真や動画を撮影する場合は、総務省が公表した「ドローンによる撮影映像等のインターネットでの取り扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意し、使用する施設の窓から近隣の住宅等の映り込みが生じないよう措置を講じること。

(2) 施設利用者の安全および施設の管理上の理由から、以下の行為は禁止します。

- ・ 同時に複数の航空ドローンを飛行させる行為。
- ・ アルコールを摂取した者、または体調不良等により正常な操縦ができない者が、飛行ドローンの操作や操作の指導を行う行為。
- ・ 屋内施設以外の場所（接続する廊下やエントランス等）で、航空ドローンの操作。
- ・ 航空ドローンの飛行中に、物体を投下したり散布する行為。
- ・ 航空ドローンを急降下させたり、人に向かって急接近させる等の危険操作。
- ・ 不必要に騒音を発する行為。
- ・ あらかじめ同意を得ていない人物を撮影する行為。

## 6. 事故対応について

- (1) 施設利用中に事故等が発生した場合は、ただちに施設管理者へ報告すること。
- (2) 事故等による負傷者がいる場合は、適切な救命処置を行うとともに、すみやかに119番通報を行い、人命救助を最優先すること。
- (3) 事故等により施設の構造物や備品等を損壊した場合は、施設管理者の立ち会いのもと破損状況を確認して協議を行い、賠償を行うこと。

なお、利用者の航空ドローン等の機器が破損した場合、宮若市及び施設管理者は一切の責任を負わない。

- (4) 事故発生後、国土交通省への報告（無人航空機による事故等の情報提供）を速やかに提出すること。
- (5) 上記以外にも、撮影によるプライバシーの侵害等ドローン飛行に起因する事故やトラブル

ルへの対応について、施設の利用申請者が責任をもって対応すること。

## 7. 施設利用の申し込みについて

### (1) 施設の利用申請書の提出

- ・ 施設によって申請書の様式が異なりますので、あらかじめ各施設の受付窓口にお問い合わせください。

### (2) 施設の利用料金の支払い

- ・ 施設によって料金の計算方法や設備が異なりますので、あらかじめ各施設の受付窓口にお問い合わせください。

### (3) 航空ドローンの飛行に係る届出書の提出

- ① 航空ドローンの飛行に係る届出書（様式第1号）
- ② 技能証明書等（操作資格の証書）の写し
- ③ 賠償責任保険等の保険証の写し
- ④ その他、宮若市教育委員会が必要とする書類



(様式第1号)

航空ドローンの飛行に係る届出書

令和 年 月 日

宮若市教育委員会 教育長

1. 届出者（施設使用申請書の記載事項と同じ内容を記入すること）

○ 利用者名（団体名および代表者名）

\_\_\_\_\_

○ 住 所（団体の場合は所在地）

\_\_\_\_\_

○ 電話（自宅） - - （携帯） - -

2. 届出内容

① 飛行の目的 \_\_\_\_\_

② 飛行の日時 令和 年 月 日（ ） 時 ～ 時

③ 使用する施設（チェックマークを記入してください）

- マリーホール宮田 ホール内 宮若市宮田72-1
- 宮若市市民体育館 体育館内 宮若市高野577-1
- 宮田B&G海洋センター 体育館内 宮若市宮田251-4
- 光陵グリーンパーク アリーナ内 宮若市磯光1668-2
- 宮若市市民球技場 宮若市本城1593-1


④ 使用する航空ドローン（記入欄が不足する場合は別紙に記入して添付してください）

a. 製造元 \_\_\_\_\_ 機体名称・型式 \_\_\_\_\_ 総重量 \_\_\_\_\_ g（4000g以下）  
国土交通省の登録記号 \_\_\_\_\_ 登録年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

b. 製造元 \_\_\_\_\_ 機体名称・型式 \_\_\_\_\_ 総重量 \_\_\_\_\_ g（4000g以下）  
国土交通省の登録記号 \_\_\_\_\_ 登録年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

c. 製造元 \_\_\_\_\_ 機体名称・型式 \_\_\_\_\_ 総重量 \_\_\_\_\_ g（4000g以下）  
国土交通省の登録記号 \_\_\_\_\_ 登録年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

### 3. 届出を提出する前の確認事項

確認事項	回答欄	
機体に登録記号番号が記載されていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
航空ドローン本体や送信機に「技術基準適合証明マーク」が記載されていますか。(技適マーク：  )	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
鋭利な突起のない構造ですか。(構造上必要なものは除く)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
機体にはプロペラガードを装着されていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
衝突回避のためのセンサー機能を有していますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
航空ドローン本体や送信機が故障や破損等がなく正常に機能することを確認しましたか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
ガイドライン「6. 安全対策について」の内容に従い、必要な対策や措置を講じることができますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

### 4. 添付書類

- 技能証明書等（操作資格の証書）の写し
- 賠償責任保険等の保険証の写し
- その他、宮若市教育委員会が必要とする書類

#### 【航空ドローンの飛行に関する誓約】

- 1 宮若市有の屋内施設において航空ドローンを飛行させるにあたり、宮若市の定める施設管理条例・規則およびガイドラインの内容を遵守して安全に飛行させます。
- 2 当該機器の飛行を原因として事故等が発生した場合は、届出者において一切の責任を負います。
- 3 届出書の内容および市が指定する条件と異なる飛行を行った場合、又は安全に飛行できないと施設管理者が判断した場合には、ただちに飛行を停止させます。

以上の内容を十分に理解して適正な飛行操作を行うことを誓約します。

令和      年      月      日

(届出者自署) \_\_\_\_\_